

令和6年度 家庭的保育事業指導監査実施計画

1. 基本方針

家庭的保育事業を行う事業所に対して、児童福祉法並びに船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）等の適合状況を把握し、改善の必要がある場合に指導・助言を行うことにより、適正な事業の運営の確保を目的とする。

2. 指導監査の方式及び回数

(1) 一般指導監査

関係法令・通知及び船橋市家庭的保育事業等指導監査実施要綱に基づき、年度ごとに1回以上実地により実施する。

なお、新たに開設した事業所については、開設年度又は次年度の早期に実施するものとする。（原則として、9月末までに開設した事業所は開設年度に、10月以降に開設した事業所は次年度の早期に実施する。）

(2) 特別指導監査

事業の運営等に問題を有する事業所を対象に実施する。

3. 指導監査の重点項目

前年度の指導監査の結果、国の通知等を踏まえ、以下を今年度の重点項目とする。

(1) 非常災害及び不審者に対する訓練等の実施

避難及び消火に対する訓練、また、不審者対応訓練の実施状況を確認し、その適正化を図る。

(2) 適切な保育環境及び安全管理への取り組み

保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、事業所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図っているか確認し、その適正化を図る。

(3) 施設の衛生管理及び感染症のまん延防止への取り組み

施設・設備の衛生的な管理に努めているか、また、感染症の発生防止及びまん延防止のための必要な対策を図っているか確認し、その適正化を図る。

4. 令和6年度指導監査実施数（予定）

対象事業	令和6年度計画			令和5年度実績	
	対象数	計画数	増減	対象数	実施数
家庭的保育事業	3	3	0	3	3

※対象数は、4月1日現在